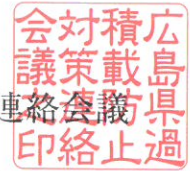


平成31年3月

荷主各位

広島県過積載防止対策連絡会議



広島県警察本部
広島労働局
中国運輸局広島運輸支局
独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部
中国地方整備局広島国道事務所
中国地方整備局福山河川国道事務所
中国地方整備局三次河川国道事務所
広島県
広島市
西日本高速道路株式会社 中国支社
本州四国連絡高速道路株式会社
しまなみ尾道管理センター
広島高速道路公社
(公社)広島県トラック協会

過積載運行の防止等のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、交通運輸に関する施策の推進に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、トラック運送事業は国民生活に密着した消費関連貨物から建設関連・生活関連貨物等、産業活動に至る貨物まで幅広い輸送を担い、我が国経済社会の発展に大きな役割を果たしているところですが、一方では、交通事故の防止、排気ガスや騒音、振動といった交通公害の防止などの社会的使命が課せられています。

特に、これらの重大な原因となる過積載運行につきましては、トラック運送事業者に対してあらゆる機会を通じて指導・啓発を行うとともに、荷主の皆様にご協力をいただき、その防止に取り組んでいるところですが、過積載による輸送は、依然として後を絶ちません。

このため、関係機関による交通取締りの強化が押し進められており、違反を行ったトラック運送事業者に対しては、長期間の車両停止処分や「許可の取消し」「営業所の事業停止」等の厳正な行政処分が行われています。

広島県では、平成26年4月から平成31年1月までの間、延べ20社が600日車の車両使用停止処分が行われたのみならず、昨年度においては3日間の事業停止処分も行われています。

また、全国では過積載違反等により運送事業の許可の取消し処分となった事例も存在します。

過積載の防止は、トラック運送事業者の基本的遵守事項であるとともに、輸送の安全確保や輸送秩序の維持を図る上で重要な課題であり、事業者自らが法令を遵守する自覚が第一ですが、なおいっそうの過積載運行の排除をすすめるためには、荷主の皆様方のさらなるご理解とご協力が不可欠であります。

つきましては、裏面のことについて特にご配慮いただき、過積載とまらない運送の依頼及び適正な取引関係の維持に積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

過積載運行は重大事故や交通環境の悪化を引き起こす 大きな社会問題です

- ① 車両の最大積載量を超える貨物を積載して運行した場合、制動距離が延びたり、ハンドル操作性が悪くなり、重大事故につながり易くなります。
- ② 過積載車両は路面に過大な荷重を加えるので、舗装や橋梁の傷みを早め、その耐用年数を短縮させてしまいます。
- ③ 過積載運行はエンジンや車体に過大な負担をかけるので、騒音、振動、排気ガスを増大させ、沿道の環境を悪化させることとなります。また、燃料消費量の増加にもつながります。
- ④ 過積載での走行はホイールボルトに無理な力がかかり、ボルト折損による車輪脱落事故などの原因となります。

運送の依頼にあたっては荷物の重量を明示してください

トラックの積載量は、その車の架装の状態により異なります。

たとえば、一般的に「4トン車」といわれる貨物自動車は、一定の基準の範囲内で荷台を極端に改造していない車両で、4トン程度の荷物を積載できる標準的な車両をいいます。ところが、同じ大きさの車台であっても、冷凍冷蔵車やクレーン付き車両に架装した場合は、架装した重量分だけ積載可能な量が少なくなり、「4トン車」といっても3トン程度しか積載できないものが多くあります。

運送を依頼されるときは、車両の大きさを指定するだけでなく、積載する荷物の重量を明示して、積載量に見合った適正な配車を要請してください。

過積載等を強要した場合は荷主の責任が問われます

荷主が運転者に対し過積載運行を要求することは道路交通法で禁じられており、違反行為を反復する恐れがある場合は、その荷主に対して「警察署長の過積載再発防止命令」が発せられ、これに従わなかった場合は懲役又は罰金が科せられます。

また、貨物自動車運送事業法では、過積載運行や過労運転を直接強要した場合のみならず、過積載運行等とならざるを得ない運送の指示を行った荷主に対しては、国土交通大臣が勧告を発し荷主を公表する場合があります。

過積載運行や過労運転を余儀なくさせるような運送契約を結ぶことのないようお願いします。

運賃・料金制度についてのご理解とご協力をお願いします

昨今、中小零細企業が大多数を占めるトラック業界は、軽油価格が不安定に推移する中、燃料コスト負担が業界における自助努力の範囲を超え、きわめて厳しい経営状況にあります。

トラック運送事業者につきましては、平成16年4月から元請事業者と実運送事業者の取引に対しては下請法（下請代金支払遅延等防止法）、荷主と元請事業者等に対しては独占禁止法に基づく物流特殊指定（特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法）が適用され、荷主による不当対価、取引上の地位の不当な利用等の禁止について公正取引委員会及び中小企業庁より厳格な運用が図られているところです。

トラックによる事故や違反が多発する中、輸送原価を下回る低運賃での輸送依頼は、乗務員の労働条件の確保、車両の安全な運行をおろそかにする行為につながりかねず、結果として過積載運行を誘発し、ひいては重大事故に結びつくことにもなります。

安全で安定した輸送の維持のためにも、適切な運賃・料金での運送依頼を行なうようご理解とご協力をお願いします。

基準緩和の認定を受けた大型トレーラの取扱いについて

自動車は、道路運送車両法の保安基準により、道路を運行することができる限度として車両総重量、幅、高さ等の最大値が定められています。建設機械、橋桁等の分割不可能な長大物品を運送する場合、例外的に基準緩和の認定を受けたトレーラ等で運送することとなりますが、このトレーラには分割不可能な長大物品に限って運送できる等の条件や制限が設けてありますので、条件、制限を遵守して運送されるようお願いします。

また、道路法及び道路交通法は、荷物の積載状態での基準となっています。道路法では、荷物及び車を含めた状態で、長さ12m以下、幅2.5m以下、高さ3.8m以下（高さ指定道路4.1m以下）、重さでは総重量20t以下（重さ指定道路最大25t以下）及び軸重10t以下等の基準が定められています。道路交通法では、積荷のはみ出し長さは車両の長さの10分の1以下、幅については車両からはみ出しは不可と定められています。この基準を超えて荷物を積載する車両については許可申請が必要ですが、昨今、許可を取得しないまま、又は許可以外の経路を通行するなどの違反行為が多く見られる状況にあります。

つきましては、安全な運行の確保のためにも、運送事業者が基準に適合した車両を有し許可を取得しているかどうか、また、許可を要する場合にあっては、許可の取得に必要な期間を考慮していただくとともに、許可の取得が可能かなどを十分確認のうえ、運送を依頼していただくようお願いします。

なお、基準を超える荷物を運送する場合の許可等につきましては、道路管理者又は最寄りの警察にお問い合わせください。

特殊車両通行許可申請については、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

事務局 中国運輸局広島運輸支局
広島市西区観音新町4丁目13番13-2号
電話 082 - 233 - 9167